

(様式1)

審査基準（申請に対する処分関係）

(変更)

		担当課	医療対策課	検索番号	8-1
法令名	理学療法士及び作業療法士法施行令	根拠条項	9-1		
許認可等	養成施設の指定				
(根拠規定)					
○理学療法士及び作業療法士法 (理学療法士国家試験の受験資格)					
第十一條 理学療法士国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。					
一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した理学療法士養成施設において、三年以上理学療法士として必要な知識及び技能を修得したもの					
二 作業療法士その他政令で定める者で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した理学療法士養成施設において、二年以上理学療法に関する知識及び技能を修得したもの					
三 (略)					
(作業療法士国家試験の受験資格)					
第十二条 作業療法士国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。					
一 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した作業療法士養成施設において、三年以上作業療法士として必要な知識及び技能を修得したもの					
二 理学療法士その他政令で定める者で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した作業療法士養成施設において、二年以上作業療法に関する知識及び技能を修得したもの					
三 (略)					
○理学療法士及び作業療法士法施行令 (学校又は養成施設の指定)					
第九条 行政庁は、法第十一条第一号若しくは第二号若しくは第十二条第一号若しくは第二号に規定する学校又は法第十一条第一号若しくは第二号に規定する理学療法士養成施設若しくは法第十二条第一号若しくは第二号に規定する作業療法士養成施設（以下「学校養成施設」という。）の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。					
2 (略)					

第十条 前条第一項の学校養成施設の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、行政庁に提出しなければならない。

(主務省令への委任)

第十七条 第九条から前条までに定めるもののほか、申請書の記載事項その他学校養成施設の指定に関する必要な事項は、主務省令で定める。

(行政庁等)

第十八条 この政令における行政庁は、法第十一条第一号若しくは第二号又は第十二条第一号若しくは第二号の規定による学校の指定に関する事項については文部科学大臣とし、法第十一条第一号若しくは第二号の規定による理学療法士養成施設又は法第十二条第一号若しくは第二号の規定による作業療法士養成施設の指定に関する事項については都道府県知事とする。

2 (略)

○理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則

(理学療法士に係る学校又は養成施設の指定基準)

第二条 法第十一条第一号の学校又は養成施設に係る令第九条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 学校教育法第九十条第一項に規定する者（法第十一条第一号に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第九十条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者又は附則第三項各号のいずれかに該当する者であることを入学又は入所の資格とするものであること。

二 修業年限は、三年以上であること。

三 教育の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。

四 別表第一に掲げる教育内容を教授するのに適當な数の教員を有し、かつ、そのうち六人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、一学級増すごとに三を加えた数）以上は理学療法士である専任教員であること。ただし、理学療法士である専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあつては四人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、一学級増すごとに一を加えた数）、その翌年度にあつては五人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、一学級増すごとに二を加えた数）とすることができる。

五 理学療法士である専任教員は、次に掲げる者のいずれかであること。ただし、当該専任教員が免許を受けた後五年以上理学療法に関する業務に従事した者であつて、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。次条第一項第四号において「大学」という。）において教育学に関する科目を四単位以上修め、当該大学を卒業したもの又は免許を受けた後三年以上理学療法に関する業務に従事した者であつて、学校教育法に基づく大学院において教育学に関する科目を四単位以上修め、当該大学院の課程を修了したものである場合は、この限りでない。

イ 免許を受けた後五年以上理学療法に関する業務に従事した者であつて、厚生労働大臣の指定する講習会を修了したもの

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者

六 一学級の定員は、四十人以下であること。

七 同時に授業を行う学級の数を下らない数の普通教室を有すること。

八 適当な広さの実習室を有すること。

九 教育上必要な機械器具、標本、模型、図書及びその他の設備を有すること。

十 臨床実習を行うのに適当な病院、診療所その他の施設を実習施設として利用し得ること。

十一 実習施設における臨床実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

十二 管理及び維持経営の方法が確実であること。

2 法第十一条第二号の学校又は養成施設に係る令第九条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 作業療法士その他法第十一条第二号の政令で定める者であることを入学又は入所の資格とするものであること。

二 修業年限は、二年以上であること。

三 教育の内容は、別表第一の二に定めるもの以上であること。

四 別表第一の二に掲げる教育内容を教授するのに適當な数の教員を有し、かつ、そのうち五人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、一学級増すごとに二を加えた数）以上は理学療法士である専任教員であること。ただし、理学療法士である専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあつては四人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、一学級増すごとに一を加えた数）とすることができる。

五 前項第五号から第十二号までに該当するものであること。

（作業療法士に係る学校又は養成施設の指定基準）

第三条 法第十二条第一号の学校又は養成施設に係る令第九条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 前条第一項第一号、第二号及び第六号から第十二号までに該当するものであること。

二 教育の内容は、別表第二に定めるもの以上であること。

三 別表第二に掲げる教育内容を教授するのに適當な数の教員を有し、かつ、そのうち六人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、一学級増すごとに三を加えた数）以上は作業療法士である専任教員であること。ただし、作業療法士である専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあつては四人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、一学級増すごとに一を加えた数）、その翌年度にあつては五人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、一学級増すごとに二を加えた数）とすることができる。

四 作業療法士である専任教員は、次に掲げる者のいずれかであること。ただし、当該専任教員が免許を受けた後五年以上作業療法に関する業務に従事した者であつて、大学において教育学に関する科目を四単位以上修め、当該大学を卒業したもの又は免許を受けた後三年以上作業療法に関する業務に従事した者であつて、学校教育法に基づく大学院において教育学に関する科目を四単位以上修め、当該大学院の課程を修了したものである場合は、この限りでない。

イ 免許を受けた後五年以上作業療法に関する業務に従事した者であつて、厚生労働大臣の指定する講習会を修了したもの

ロ イに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者

2 法第十二条第二号の学校又は養成施設に係る令第九条第一項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 理学療法士その他法第十二条第二号の政令で定める者であることを入学又は入所の

資格とするものであること。

- 二 教育の内容は、別表第二の二に定めるもの以上であること。
- 三 別表第二の二に掲げる教育内容を教授するのに適当な数の教員を有し、かつ、そのうち五人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、一学級増すごとに二を加えた数）以上は作業療法士である専任教員であること。ただし、作業療法士である専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあつては四人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成施設にあつては、一学級増すごとに一を加えた数）とすることができます。
- 四 前条第一項第六号から第十二号まで及び第二項第二号並びに前項第四号に該当するものであること。

(指定の申請書の記載事項等)

第四条 令第十条の申請書には、次に掲げる事項（地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。）の設置する学校又は養成施設にあつては、第十二号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

- 一 設置者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称）
 - 二 名称
 - 三 位置
 - 四 設置年月日
 - 五 学則
 - 六 長の氏名及び履歴
 - 七 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
 - 八 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
 - 九 教授用及び実習用の機械器具、標本、模型及び図書の目録
 - 十 実習施設の名称、位置及び開設者の氏名（法人にあつては、名称）、当該施設における実習用設備の概要並びに実習指導者の氏名及び履歴
 - 十一 実習施設における最近一年間の理学療法又は作業療法を受けた患者延数（施設別に記載すること。）
 - 十二 収支予算及び向こう二年間の財政計画
- 2 (略)
- 3 第一項の申請書又は前項の書面には、実習施設における実習を承諾する旨の当該施設の開設者の承諾書を添えなければならない。

別表第一（第二条関係）

教　育　内　容		単位数	備　考
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活 社会の理解	十四	

専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	十二		
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	十四	栄養、薬理、医用画像、救急救命及び予防の基礎を含む。	
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	四	自立支援、就労支援、地域包括ケアシステム及び多職種連携の理解を含む。	
専門分野	基礎理学療法学	六		
	理学療法管理学	二	職場管理、理学療法教育及び職業倫理を含む。	
	理学療法評価学	六	医用画像の評価を含む。	
	理学療法治療学	二十	喀（かく）痰（たん）等の吸引を含む。	
	地域理学療法学	三		
	臨床実習	二十	臨床実習前の評価及び臨床実習後の評価を含む。 実習時間の三分の二以上は医療提供施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の二第二項に規定する医療提供施設（薬局及び助産所を除く。）をいう。以下同じ。）においてを行うこと。また、医療提供施設において行う実習時間のうち二分の一以上は病院又は診療所において行うこと。 通所リハビリテーシ	

			ヨン又は訪問リハビリテーションに関する実習を一単位以上行うこと。	
合	計	百一		

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。

二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校（学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号において同じ。）若しくは作業療法士養成施設若しくは保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十一条第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは看護師養成所、診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十条第一号の規定により指定されている学校若しくは診療放射線技師養成所、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第一号の規定により指定されている学校若しくは臨床検査技師養成所、視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十四条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは視能訓練士養成所、臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十四条第一号、第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは臨床工学技士養成所、義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号、第二号若しくは第三号の規定により指定されている学校若しくは義肢装具士養成所、救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三十四条第一号、第二号若しくは第四号の規定により指定されている学校若しくは救急救命士養成所若しくは言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第三十三条第一号、第二号、第三号若しくは第五号の規定により指定されている学校若しくは言語聴覚士養成所（以下「看護師等の養成施設」という。）において既に履修した科目については、免除することができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習二十単位以上及び臨床実習以外の教育内容八十一単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野三十単位以上及び専門分野三十七単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表第一の二（第二条関係）

教　育　内　容		単位数	備　考
専門分野	基礎理学療法学	六	

	理学療法管理学	二	職場管理、理学療法教育及び職業倫理を含む。	
	理学療法評価学	六	医用画像の評価を含む。	
	理学療法治療学	二十	喀（かく）痰（たん）等の吸引を含む。	
	地域理学療法学	三		
	臨床実習	二十	臨床実習前の評価及び臨床実習後の評価を含む。 実習時間の三分の二以上は医療提供施設においてを行うこと。また、医療提供施設において行う実習時間のうち二分の一以上は病院又は診療所においてを行うこと。 通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーションに関する実習を一単位以上を行うこと。	
選択必修分野		九	専門分野を中心として講義又は実習を行うこと。	
合 計		六十六		

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。

二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設若しくは看護師等の養成施設において既に履修した科目については、免除することができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合におい

て、臨床実習二十単位以上及び臨床実習以外の教育内容四十六単位以上（うち専門分野三十七単位以上及び選択必修分野九単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表第二（第三条関係）

教 育 内 容		単位数	備 考
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活 社会の理解	十四	
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達 疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進 保健医療福祉とリハビリテーションの理念	十二 十四 四	栄養、薬理、医用画像、救急救命及び予防の基礎を含む。 自立支援、就労支援、地域包括ケアシステム及び多職種連携の理解を含む。
専門分野	基礎作業療法学 作業療法管理学 作業療法評価学 作業療法治療学 地域作業療法学 臨床実習	五 二 五 十九 四 二十二	職場管理、作業療法教育及び職業倫理を含む。 医用画像の評価を含む。 喀（かく）痰（たん）等の吸引を含む。 臨床実習前の評価及び臨床実習後の評価を含む。 実習時間の三分の二以上は医療提供施設においてを行うこと。また、医療提供施設において行う実習時間のうち二分の一以上は

			病院又は診療所において行うこと。 通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーションに関する実習を一単位以上行うこと。	
	合 計	百一		

- 備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。
- 二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設若しくは看護師等の養成施設において既に履修した科目については、免除することができる。
- 三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習二十二単位以上及び臨床実習以外の教育内容七十九単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野三十単位以上及び専門分野三十五単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表第二の二（第三条関係）

教 育 内 容	単位数	備 考
専門分野		
基礎作業療法学	五	
作業療法管理学	二	職場管理、作業療法教育及び職業倫理を含む。
作業療法評価学	五	医用画像の評価を含む。
作業療法治療学	十九	喀（かく）痰（たん）等の吸引を含む。
地域作業療法学	四	
臨床実習	二十二	臨床実習前の評価及び臨床実習後の評価を含む。 実習時間の三分の一

			以上は医療提供施設において行うこと。また、医療提供施設において行う実習時間のうち二分の一以上は病院又は診療所において行うこと。 通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーションに関する実習を一単位以上行うこと。	
選択必修分野		九	専門分野を中心として講義又は実習を行うこと。	
合 計		六十六		

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。

二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設若しくは看護師等の養成施設において既に履修した科目については、免除することができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習二十二単位以上及び臨床実習以外の教育内容四十四単位以上（うち専門分野三十五単位以上及び選択必修分野九単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

(審査基準)

○愛媛県理学療法士作業療法士養成施設指導要領（平成27年6月16日27医第347号保健福祉部長通知）

1 設置計画書に関する事項

- (1) 理学療法士養成施設又は作業療法士養成施設（以下「養成施設」という。）について、知事の指定を受けようとするときは、その設置者は授業を開始しようとする日の1年前までに様式1による養成施設設置計画書を知事に提出すること。
- (2) 養成施設の学生の定員を増加するため、学則の変更について知事の承認を受けようとする者は、変更を行おうとする日の1年前までに様式2による定員変更計画書を知事に提出すること。

2 一般的事項

- (1) 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（以下「指定規則」という。）第4条 第1項の指定の申請は、授業を開始しようとする日の6か月前までに、知事に提出すること。
- (2) 指定規則第5条第1項の変更の申請は、変更を行おうとする日の6か月前までに、知事に提出すること。
- (3) 養成施設の設置者は、国及び地方公共団体が設置者である場合のほか、営利を目的としない法人であることを原則とすること。
- (4) 会計帳簿、決算書類等収支状態を明らかにする書類が整備されていること。
- (5) 養成施設の経理が他と明確に区分されていること。
- (6) 敷地、校舎は、養成施設の設置者が所有することが望ましく、かつ、その位置及び環境は教育上適切であること。
- (7) 養成施設は、自らの教員資格及び教育内容等について、様式3により自己点検、自己評価及びその結果の公表を毎年度行うこと。
- (8) 養成施設は、教員資格及び教育内容に関して、5年以内ごとに第三者による評価を受け、その結果を公表するよう努めること。

3 教員に関する事項

- (1) 教員は、一つの養成施設の一つの課程に限り専任教員となるものとする。
- (2) 専任教員は、専ら養成施設における養成に従事するものとする。
- (3) 専任教員は、臨床に携わるなどにより、臨床能力の向上に努めるものとする。
- (4) 専任教員の1人1週間当たりの担当授業時間数は加重にならないよう10時間を標準とすること。
- (5) 教員は、その担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する医師、理学療法士、作業療法士又はこれと同等以上の学識を有する者であることを原則とすること。
- (6) 養成施設は、臨床実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨床実習の進捗管理等を行う者（実習調整者）として、専任教員から1名以上配置すること。

4 生徒に関する事項

- (1) 学則に定められた学生の定員が守られていること。
- (2) 入学資格の審査及び入学の選考が適正に行われていること。
- (3) 学生の出席状況が確実に把握されており、とくに出席状況の不良な者については、進級又は卒業を認めないものとすること。
- (4) 健康診断の実施、疾病の予防措置等学生の保健衛生に必要な措置が講ぜられていること。

5 授業に関する事項

- (1) 指定規則別表に定める各教育分野は、別添1に掲げる事項を習得させることを目的とした教育内容とすること。
- (2) 指定規則別表第1の2及び別表第2の2に定める選択必修分野の教育内容については専門分野を中心に教授するものとし、その選択に当たってはそれぞれの養成施設の特色が明らかになるよう特に配慮すること。
- (3) 単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲で定めること。

なお、時間数は、実際に講義、演習等が行われる時間をもって計算すること。

- (4) 臨床実習については、1単位を40時間以上の実習をもって構成することとし、実習時間外に行う学修等がある場合には、その時間も含め45時間以内とすること。
- (5) 教育内容の編成に当たっては、理学療法士養成施設においては101単位以上で、3, 120時間以上、作業療法士養成施設においては101単位以上で、3, 150時間以上の講義、実習等を行うようにすること。また、これに各養成施設の特色を出すための独自のカリキュラムを追加することが望ましい。
- (6) 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認すること。

また、指定規則別表第1、1の2、2及び2の2の備考2に定める大学、高等専門学校、養成施設等に在学していた者に係る単位の認定については、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、養成施設における教育内容に該当するものと認められる場合には、当該養成施設における履修に替えることができること。

6 教室及び実習室等に関する事項

(1) 理学療法士養成施設

下記教室及び実習室等を有すること。

ア 普通教室

学生定員1人当たり1.65m²以上であること。

イ 講堂

(ア) 全校生徒が一時に収容可能な広さを有すること。

(イ) 暗幕設備を有すること。

ウ 図書室

エ 基礎医学実習室

オ 理学療法実習室

(ア) 機能訓練室

(イ) 治療室

検査測定・治療台10台（学年定員20人の場合）を収容し実習が可能な広さで、かつ、電気・アース設備を有すること。

(ウ) 補装具室

(エ) 水浴室

(オ) 日常動作訓練室

和室（4.5畳以上）及び洋室を有すること。

台所（車椅子用・立位用）・風呂・洗面所・便所及び押し入の設備を有すること。

カ ロッカールーム又は更衣室

(2) 作業療法士養成施設

下記教室及び実習室等を有すること。

ア 普通教室・講堂・図書館・基礎医学実習室及びロッカールーム又は更衣室は、理学療法士養成施設と同様とする。

イ 作業療法実習室

(ア) 基礎作業実習室

各種作業活動が可能な実習室を3室以上設置すること。

(イ) 評価実習室

(ウ) 治療実習室

(エ) レクリエーション室

(オ) 補装具室

(カ) 日常生活活動訓練室

(カ) については、理学療法士養成施設の日常動作訓練室と同様 とする。

7 教育上必要な機械器具等に関する事項

- (1) 教育上必要な機械器具・標本及び模型は、別添2に掲げる数以上を有すること。
- (2) 教育上必要な専門図書（洋書を含む）は1000冊以上とし、このうち理学療法士養成施設においては、理学療法関係図書を、作業療法士養成施設においては作業療法関係図書をそれぞれ20種類を超えて、100冊以上を整備すること。
学術雑誌（外国雑誌を含む）は、20種類以上を整備していること。

8 実習施設に関する事項

- (1) 実習指導者は、理学療法士養成施設においては、理学療法に関し相当の経験を有する理学療法士、作業療法士養成施設においては、作業療法に関し相当の経験を有する作業療法士とし、免許を受けた後5年以上業務に従事した者であり、かつ次のいずれかの講習会を修了した者であること。
 - ・ 厚生労働省が指定した臨床実習指導者講習会
 - ・ 厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会
 - ・ 一般社団法人日本作業療法士協会が実施する臨床実習指導者中級・上級研修
- (2) 実習施設における実習人員と当該施設の実習指導者数の対比は2対1程度とすることが望ましいこと。ただし見学実習及び主たる実習施設で行う実習については、この限りではないこと。
- (3) 見学実習については、養成施設の教員及び臨床実習指導者の要件を満たしていないが免許を受けた後5年以上業務に従事した者を指導者とすることができる。
- (4) 養成施設は、以下の要件を満たす主たる実習施設を置くことが望ましいこと。
 - ア 養成施設の附属実習施設であること、又は契約により附属実習施設と同等の連携が図られていること。
 - イ 実習生の更衣室及び休憩室が準備されているとともに、実習効果を高めるため討議室が設けられていること。
 - ウ 実習生が閲覧可能な専門図書（電子書籍でも可）を有しており、実習生が学修する環境が整備されていること。
 - エ 原則として養成施設に近接していること。
 - オ 理学療法士、作業療法士の継続的な教育が計画的に実施されていること。
 - カ 複数の症例が経験でき、診療参加型による臨床実習が行われていること。
 - キ 臨床実習指導者のうち1人は、厚生労働省が指定した専任教員養成講習会を修了した者、又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者であること。
- (5) 養成施設は、実習施設として、医療提供施設の他、介護保険施設、老人福祉施設、身体障害者福祉施設、児童福祉施設、指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等を適宜含めるよう努めなければならないこと。
- (6) 臨床実習は、原則として、見学実習、評価実習、総合臨床実習をもって構成すること。なお、見学実習は、患者への対応等についての見学を実施する実習、評価実習は、患者の状態等に関する評価を実施する実習、総合臨床実習は、患者の障害像の把握、治療目標及び治療計画の立案、治療実践並びに治療効果判定についての実習とする。
- (7) 臨床実習の方法について、評価実習と総合臨床実習については、実習生が診療チー

ムの一員として加わり、臨床実習指導者の指導・監督の下で行う診療参加型臨床実習が望ましいこと。

- (8) 臨床実習の実施にあたっては、臨床実習前の学修と臨床実習が十分連携できるように学修の進捗状況にあわせて適切な時期に行うとともに、多様な疾患を経験できるよう計画することが望ましいこと。
- (9) 実習施設には実習を行ううえに必要な機械器具を備えていること。
- (10) 臨床実習施設の設備として、実習施設は、臨床実習を行うのに必要な設備（休憩室、更衣室、ロッカー、机等）を備えていることが望ましいこと。

9 その他

- (1) 入学料・授業料・実習費等は適当な額であり、学生又はその父兄から寄附金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと。
- (2) 事務管理を適正、かつ確実に行うものとし、このため原則として専任の事務職員を置くこと。
- (3) 指定規則第6条第1項の報告は、確実かつ遅滞なく行うこと。

なお、報告に当たっては、看護師等養成所報告システムを利用して報告を行うこと。

10 広告及び学生の募集行為に関する事項

- (1) 広告については、設置計画書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができる。また、その際は、設置計画中（指定申請書提出後にあっては指定申請中）であることを明示すること。
- (2) 学生の募集行為については、指定申請書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができる。また、その際は、指定申請中であることを明示すること。
学生の定員を増加させる場合の学生の募集行為（従来の学生の定員に係る部分の学生の募集行為を除く。）については、これに準じて行うこと。

別添1

理学療法士養成施設

	教育内容	単位数	教育の目標
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活 社会の理解	1 4	科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動する能力を培う。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解する。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を培う。 患者・利用者等との良好な人間関係の構築を目的に、人間関係論、コミュニケーション論等を学ぶ。
	(小計)	(1 4)	

専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	12	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できる能力を培う。
	疾病と傷害の成り立ち及び回復過程の促進	14	健康、疾病及び障害について、その予防と発症・治療、回復過程に関する知識を習得し、理解力、観察力、判断力を養うとともに、高度化する医療ニーズに対応するため栄養学、臨床薬学、画像診断学、救急救命医学等の基礎を学ぶ。
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	4	国民の保健医療福祉の推進のために、リハビリテーションの理念（自立支援、就労支援等を含む。）、社会保障論、地域包括ケアシステムを理解し、理学療法士が果たすべき役割、多職種連携について学ぶ。地域における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を培う。
	(小計)	(30)	
専門分野	基礎理学療法学	6	系統的な理学療法を構築できるよう、理学療法の過程に関して、必要な知識と技能を習得する。
	理学療法管理学	2	医療保険制度、介護保険制度を理解し、職場管理、理学療法教育に必要な能力を培うとともに、職業倫理を高める態度を養う。
	理学療法評価学	6	理学療法評価（画像情報の利用を含む。）についての知識と技術を習得する。
	理学療法治療学	20	保健医療福祉とリハビリテーションの観点から、疾患別、障害別理学療法の適用に関する知識と技術（喀痰等の吸引を含む。）を習得し、対象者の自立生活を支援するために必要な課題解決能力を培う。
	地域理学療法学	3	患者及び障害児者、高齢者の地域における生活を支援していくために必要な知識や技術を習得し、課題解決能力を培う。
	臨床実習	20	社会的ニーズの多様化に対応した臨床的観察力・分析力を養うとともに、治療計画立案能力・実践能力を身につける。各障害、各病期、各年齢層を偏りなく対応できる能力を培う。 また、チームの一員として連携の方法を習得し、責任と自覚を培う。
	(小計)	(57)	
	合計	101	

作業療法士養成施設

	教育内容	単位数	教育の目標
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活 社会の理解 (小計)	1 4 (1 4)	科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動する能力を培う。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解する。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を培う。 患者・利用者等との良好な人間関係の構築を目的に、人間関係論、コミュニケーション論等を学ぶ。
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達 疾病と傷害の成り立ち及び回復過程の促進 保健医療福祉とリハビリテーションの理念 (小計)	1 2 1 4 4 (3 0)	人体の構造と機能及び心身の発達を系統たてて理解できる能力を培う。 健康、疾病及び障害について、その予防と発症・治療、回復過程に関する知識を習得し、理解力、観察力、判断力を養うとともに、高度化する医療ニーズに対応するため栄養学、臨床薬学、画像診断学、救急救命医学等の基礎を学ぶ。 国民の保健医療福祉の推進のために、リハビリテーションの理念（自立支援、就労支援等を含む。）、社会保障論、地域包括ケアシステムを理解し、作業療法士が果たすべき役割、多職種連携について学ぶ。 地域における関係諸機関との調整及び教育的役割を担う能力を培う。
専門分野	基礎作業療法学 作業療法管理学 作業療法評価学 作業法治療学 地域作業療法学 臨床実習	5 2 5 1 9 4 2 2	系統的な作業療法を構築できるよう、作業療法の過程に関して、必要な知識と技能を習得する。 医療保険制度、介護保険制度を理解し、職場管理、作業療法教育に必要な能力を培うとともに、職業倫理を高める態度を養う。 作業療法評価（画像情報の利用を含む。）についての知識と技術を習得する。 保健医療福祉とリハビリテーションの観点から、疾患別、障害別作業療法の適用に関する知識と技術（喀痰等の吸引を含む。）を習得し、対象者の自立生活を支援するために必要な課題解決能力を培う。 患者及び障害児者、高齢者の地域における生活を支援していくために必要な知識、技術を修得し、課題解決能力を培う。

	(小計)	(57)	社会的ニーズの多様化に対応した臨床的観察力・分析力を養うとともに、治療計画立案能力・実践能力を身につける。各障害、各病期、各年齢層を偏りなく対応できる能力を培う。 また、チームの一員として連携の方法を習得し、責任と自覚を培う。
合計	101		

別添2

1 教育上必要な機械器具について

ア 理学療法士養成施設

品名	数量	備考
解剖用具一式	2人で1	
人体解剖用視聴覚教材一式	1	骨、神経筋、その他主要臓器の組織を含む
血圧計	2人で1	各種（自動測定を含む）
聴診器	2人で1	
心電図計測装置一式	2	モニター用を含む
スパイロメーター	20人で1	
呼気ガス分析装置一式	1	酸素、炭酸ガス、換気量、嫌気性代謝閾値（AT）などの分析が行えるもの
ヘモグロビン酸素飽和度測定装置	10人で1	
吸引装置一式	20人で1	
筋電図計測装置一式	1	4チャンネル以上、表面筋電図、誘発筋電図、神経伝導速度、疲労試験などが行える簡易型加算装置、記録計付
神経検査器具一式	4人で1	打鍼器、音叉、触覚、痛覚、二点識別覚等
トレッドミル	1	角度調節可能なもの
自転車エルゴメーター	20人で1	
ハンドエルゴメーター	1	
顕微鏡	10人で1	油浸集光器付
ストップウォッチ	2人で1	
メトロノーム	20人で1	
AED	1	

多用途記録装置	1	データ収録・解析システム	
重心動揺分析装置一式	1		
運動解析装置（三次元動作解析装置）	1		
床反力計一式	1		
検査測定・治療台	2人で1	高さ等調節式数台を含む	
表面温度計	10人で1		
タイマー	5人で1		
体脂肪測定器具	5人で1		
形態測定器具一式		身長計、体重計等	
メジャー	2人で1		
関節角度計一式	各種		
ピンチメーター一式	各種		
ハンドヘルドダイナモーメータ	20人で1		
知覚検査一式	10人で1		
握力計一式	各種		
背筋力計	1		
肺活量計	5人で1		
筋機能解析装置	1		
起立訓練ベッド	1		
姿勢鏡	1		
バランスボード	1		
平行棒	1種		
歩行器	5種	各種、歩行車を含む	
杖	6種	各種、高さ等の調整が可能なものを含む	
プラットホームマット	20人で1	180cm×120cm×40cm	
体位排痰訓練台	1		
マット	2人で1		
バルーン	6種	小児・大人用 大・中・小各1	
メディシンボール一式	3種		
ロール	3種	大・中・小各1	
三角マット	3種	大・中・小各1	
プッシュアップ台	6種	6段階の高さ各1	
重スイバンド	各種2セット		
砂袋	各種2セット		

鉄亜鉛	各種2セット		
滑車	4人で1		
肋木	1		
ローラーチェア一	10人で1		
足関節矯正用ウェッジ一式	1	角度20、15、10、5度各一対	
バイオフィードバック機器	1		
弾性包帯各種一式	5人で1		
歩行介助用ベルト	10人で1		
高さの異なる台	4種	40、30、20、10cm	
ホットパック	各3	大・中・小・頸椎用	
ホットパック加温器	1		
パラフィン加温器	1		
極超短波治療器	1		
超短波治療費	1		
超音波治療器	1		
光線療法治療機器	1		
レーザー治療器	1		
コールドパック	4人で1		
バイプレーター	20人で1		
電気刺激治療器	4種		
頸椎けん引装置	1		
腰椎けん引装置	1		
バネ秤	1		
保護眼鏡	1		
水温計	4		
部分浴槽	4種	上肢用2、下肢用1、坐浴用1	
渦流浴装置	1		
気泡浴装置	1		
極低温治療器具	10人で1	スプレー式で可	
電気洗濯機	1		
調理道具一式	1		
改造衣類一式	1		
ラップボード	3	各種	
ポータブル便器	3種		
標準型車椅子	4人で1		

車椅子	5種	モジュール型、手押し型、リクライニング型、チルト型、スポーツ型、バギー型、その他各種調整付等
電動式車椅子	1	四輪型、各種コントローラー付（アシスト型でも可）
車椅子用クッション	3種	
サスペンションスリング	2	車椅子用、椅子用各1
アームスリング	3種	各種
腕可動支持器	20人で1	左・右用各1
ランスファーボード	4人で1	
リフター	2種	各種
台所ユニット（車椅子用）	1	
バスユニット（車椅子用）	1	
洗面台（車椅子用）	1	
入浴用補助用具一式	1	シャワーチェア、手摺りを含む
ギプス用具一式	1組	ギプス台、カッター、ギプスはさみを含む
四肢の断端モデル	各種1	
義足及び各部品	各種1	教育に必要なものを揃える
義手及び各部品	各種1	教育に必要なものを揃える
装具・スプリント及び各部品	各種1	教育に必要なものを揃える
体圧計測装置	2	全身臥床用、座位用各1
ポジショニング用クッション一式	1	
座位保持装置一式	1	
装具・スプリント等製作用具一式	10人で1	
作業台	10人で1	
視聴覚教材各種	各1	
パソコン用コンピュータ	4人で1	
(注) 各機械器具は教育に支障がない限り、1学級相当分揃え、これを学級間で共用することができる。		

イ 作業療法士養成施設

品名	数量	備考
解剖用具一式	2人で1	
人体解剖用視聴覚教材一式	1	骨、神経筋、その他主要臓器を含む

血圧計	2人で1	各種（自動測定を含む）	
聴診器	2人で1		
心電図計測装置一式	2	モニター用を含む	
スパイロメーター	20人で1	記録表示・印刷可能なものの	
呼気ガス分析装置一式	1	酸素、炭酸ガス、換気量、嫌気性代謝閾値（AT）などの分析が行えるもの	
ヘモグロビン酸素飽和度測定装置	10人で1		
吸引装置一式	20人で1		
筋電図計測装置一式	1	4チャンネル以上、表面筋電図、誘発筋電図、神経伝導速度、疲労試験などが行える簡易型加算装置、記録計付	
神経検査器具一式	4人で1	打鍵器、音叉、触覚、痛覚、二点識別覚等	
トレッドミル	1	角度調節可能なもの	
自転車エルゴメーター	20人で1		
ハンドエルゴメーター	1		
顕微鏡	10人で1	油浸集光器付	
ストップウォッチ	2人で1		
メトロノーム	20人で1		
AED	1		
多用途記録装置	1	データ収録・解析システム	
重心動搖分析装置一式	1		
運動解析装置（三次元動作解析装置）	1		
床反力計一式	1		
検査測定・治療台	2人で1	高さ等調節式数台を含む	
表面温度計	10人で1		
タイマー	5人で1		
体脂肪測定器具	5人で1		
形態測定器具一式		身長計、体重計等	
メジャー	1		
関節角度計一式	各種		
ピンチメータ一式	各種		
知覚検査一式	10人で1		
握力計一式	各種		

背筋力計	1		
木工台	4人で1	陶工、革細工共用可	
木工			
電動ボール盤	1		
手動式木工用具一式	4人で1	各種	
電動木工用具一式	4人で1	各種	
陶工			
陶工用小道具一式	4人で1		
絵つけ用用具一式	4人で1		
革細工			
革細工用具一式	4人で1		
絵画			
絵画用具一式	4人で1		
作業台	4人で1	七宝焼き、金工、織物、モザイク、園芸共用可	
※以下の七宝焼き、金工、織物、モザイク、園芸のうち2種以上を整備すること			
七宝焼き			
七宝用具一式	4人で1		
金工			
金工用具一式	4人で1		
織物			
卓上織機一式	4人で1		
モザイク			
モザイク用具一式	4人で1		
園芸			
園芸用具一式	4人で1		
上肢機能検査器具	10人で1	3種	
視野計	1		
フリッカー	10人で1		
発達検査器具	10人で1	3種以上	
認知検査器具	10人で1	3種以上、高次脳機能検査を含む	
心理検査器具	10人で1	3種以上、知能検査を含む	
サンディング用具一式	10人で1	ボード、ブロック、テーブルを含む	
砂袋一式	10人で1	各種	
バイオフィードバック機器	10人で1		

姿勢鏡	1		
作業療法用音響再生装置	各種	デジタルカメラ、ビデオカメラ等	
スポーツ用具一式	1	各種	
娯楽用ゲーム一式	1	各種	
運動遊具一式	10人で1	各種	
玩具一式	10人で1	各種	
実習モデル人形	10人で1	小児	
障害者用パーソナルコンピュータ 義手	各種	意思伝達の入出力装置を含む	
上腕義手・能動式	1	完成用部品を含む	
上腕義手・装飾用	1	完成用部品を含む	
肩義手・装飾用	1	完成用部品を含む	
肩義手・能動式普通用	1	完成用部品を含む	
肩義手・能動式肩甲鎖骨切除用	1	完成用部品を含む	
前腕義手・能動式	1	完成用部品を含む	
前腕義手・装飾用	1	完成用部品を含む	
手義手・能動式	1	完成用部品を含む	
手義手・装飾用	1	完成用部品を含む	
手部義手	1	完成用部品を含む	
手指義手	1	完成用部品を含む	
作業用義手	1	完成用部品を含む	
但し各部品の共用は可			
義手チェックアウト用具一式	4人で1		
義足及び各部品	各種1	教育に必要なものを揃える	
スプリント	10種以上	手関節背屈副子、母子対立副子、屈曲ミット、ナックルベンダー、テノデーシススプリント、肩外転副子、その他ダイナミックスプリント、夜間スプリント等	
スプリント製作用具一式	4人で1	電熱器、ヒートガンを含む	
ギプス用具一式	1組	ギプス台、カッター、ギプスはさみを含む	
各種装具及び各部品	各種1	教育に必要なものを揃える	
日常家具一式	1		
冷蔵庫	1		
洗濯機	1		
電動式ベッド	1	3モーター式	

電話機	1種	
調理道具一式	10人で1	
改造衣類一式	10人で1	
掃除用具一式	1	
ラップボード	3	
ポータブル便器	3種	各種
標準型車椅子	4人で1	
車椅子	5種以上	モジュール型、手押し型、リクライニング型、チルト型、スポーツ型、バギー型、その他各種調整付等
電動式車椅子	1	四輪型、各種コントローラー付（アシスト型でも可）
サスペンションスリング	2	車椅子用、椅子用各1
アームスリング	3種	各種
自助具	40種以上	食事、排泄、更衣、整容、入浴、習字用等
腕可動支持器	10人で1	左・右用各1
トランスファーボード	4人で1	
リフター	2種	据え置き式、床走行式等
杖	6種	各種
歩行器	5種	各種、歩行車を含む
台所ユニット（車椅子用）	1	
バスユニット（車椅子用）	1	
洗面台（車椅子用）	1	
入浴用補助用具一式	1	シャワーチェア、手摺りを含む
環境制御装置一式	1	
コミュニケーションエイド	2種	
製図用具一式	4人で1	CADソフトで代用可
職業適性検査	2種以上	厚生労働省編一般職業適性検査、職業レディネス検査等
視聴覚教材	各種	
鍵盤楽器	1	
パーソナルコンピュータ	4人で1	

(注) 各機械器具は教育に支障がない限り、1学級相当分揃え、これを学級間で共用することができる。

2 模型及び標本

品名	数量	備考
人体骨格標本		
全身組立	10人で1	
全身個別	4人で1	
人体解剖模型	1	
呼吸器模型	1	
気管支肺血管分岐模型	1	
心臓模型	1	
血管系模型	1	
脳模型	1	
脊髄横断模型	1	
末梢神経系模型	1	
感覚器模型		
聴覚模型	1	
視覚模型	1	
関節種類模型	1	
筋模型		
上肢	2	
下肢	2	

(その他)